

議第171号

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市学校歴史博物館条例の一部を改正する条例  
京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第4号中「の小学校」を「に存する小学校」に改め、「小学校（」の右に「特別支援学校の小学部及び」を、「前期課程」の右に「，特別支援学校の中学部」を、「後期課程」の右に「，特別支援学校の高等部」を加え、同項第5号中「特別支援学校が」を「本市の区域外に存する特別支援学校が」に改め、同項に次の7号を加える。

- (6) 次のいずれかに該当する者であって、日曜日又は土曜日に博物館を利用するもの
- ア 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校に在学する児童
  - イ 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校に在学する生徒
- (7) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (9) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (10) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により

被爆者健康手帳の交付を受けている者

(11) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

(12) 第7号から前号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

第6条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人大学コンソーシアム京都の会員である大学の学生（別に定める手続を行った者に限る。）については、個人の観覧料を別表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒、高等専門学校の学生並びに特別支援学校の児童及び生徒の項及び同表備考1中「の生徒、」を「の生徒並びに」に改め、「並びに特別支援学校の児童及び生徒」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

観覧料の取扱いの明確化を図る必要があるので提案する。